

財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況(平成30年度決算)

野洲市

財政健全化法の趣旨

従来の財政再建制度の課題

- ◆再建団体の基準がなく、早期是正機能がない
- ◆普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない 等



フロー指標だけではなくストック指標にも配慮した財政状況の判断指標を導入するとともに、黄信号としての早期健全化基準と、赤信号としての再生基準を規定することで、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させる

早期健全化基準・財政再生基準

適用される基準

	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	13.03%	20.00%
2 連結実質赤字比率	18.03%	30.00%
3 実質公債費比率	25.0%	35.0%
4 将来負担比率	350.0%	—

【早期健全化団体】
・財政健全化計画の策定
・外部監査の要求 等

【財政再生団体】
・財政再生計画の策定(国の同意必要)
・地方債の制限 等

基準をひとつでも超えると適用
計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用

野洲市における健全化判断比率(平成30年度決算)

1 実質赤字比率

—

一般会計等の実質収支額
481,013千円
(実質黒字のため比率なし)

2 連結実質赤字比率

—

全会計の実質収支額
・資金不足(剰余)額合計
2,327,693千円
(実質黒字のため比率なし)

3 実質公債費比率

11.8%

(単位:%)

平成28年度	16.35
平成29年度	9.66
平成30年度	9.56

3カ年平均 11.8%

4 将来負担比率

56.7%

将来負担額 A 32,268,458千円	
地方債現在高	26,281,879千円
債務負担行為支出予定額	242,599千円
公営企業債等繰入見込額	4,066,692千円
組合等負担見込額	574,010千円
退職手当負担見込額	719,246千円
連結実質赤字額	該当なし
設立法人負債負担見込額	384,032千円

充当可能財源 B 26,502,938千円

充当可能基金	3,201,077千円
充当可能特定歳入	355,604千円
基準財政需要額 算入見込額	22,946,257千円

控除後の標準財政規模 C
10,166,372千円

将来負担比率 (A-B)÷C 56.7%

(参考)健全化判断比率(平成29年度決算)

平成29年度健全化判断比率

1 実質赤字比率	—
2 連結実質赤字比率	—
3 実質公債費比率	12.9%
4 将来負担比率	104.1%